

山口県図書館協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、山口県図書館協会会則第3条に規定する、図書館事業功労者の表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 図書館事業に、30万円以上の金品を寄付した個人
- (2) 図書館事業に、50万円以上の金品を寄付した団体
- (3) 図書館事業や協会の発展に、特に功労のあった個人並びに団体
- (4) 優良図書館施設

(功労者の選考)

第3条 功労者の選考は、会員の推薦にもとづいて、会長が決定する。

2 会長は、選考委員を指名して意見を求めることができる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、総会等の席で行い、表彰の方法は会長が定める。

(その他)

第5条 この規程に定めるほか、会長が必要と認める事項は理事会において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 昭和43年4月1日施行の「山口県図書館協会表彰規程」はこれを廃止する。
- 3 この規程は、平成18年5月31日から施行する。
- 4 この規程は、平成24年8月1日から施行する。